

ふなばし子育てナビゲーションに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市広告掲載に関する要綱（以下「広告掲載に関する要綱」という。）及び船橋市広告掲載基準の規定に基づき、船橋市（以下「市」という。）が発行するふなばし子育てナビゲーション（以下「ナビゲーション」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、市長が指定した位置とする。

(広告の掲載範囲)

第3条 掲載することができる広告は、広告掲載に関する要綱第3条の規定による。

(広告の掲載料等)

第4条 広告の掲載料は、発行毎に市長が定める。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、ナビゲーションの配布期間とする。

(広告主の募集)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、市が行うものとする。

2 市は、市のホームページ等により広告主の募集の告知をするものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第7条 広告主は、ふなばし子育てナビゲーション広告掲載申請書（第1号様式）、市税納付確認書（第3号様式）及び広告掲載マニュアルに基づく誓約書に、掲載しようとする広告の原稿案等を添えて、市長に申請を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査及びその他の方法により当該広告の掲載の可否を決定し、ふなばし子育てナビゲーション広告掲載決定等通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(広告の作成及び提出)

第8条 前条第1項の規定により、広告掲載の決定を受けた者は、広告の版下原稿の作成を行い、版下原稿を電子媒体により市長に提出する。この場合において、当該作成に係る経費の一切について、市は負担しない。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告原稿に対して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっているものについての使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(免責事項)

第10条 市は、広告主に対し、広告掲載に関するいかなる責任も負わない。

2 市は、第7条第2項に基づき広告掲載が決定した後、広告主の責に帰する事由により、広告掲載をしなかった場合において、広告主に対し、広告の掲載料の還付及び当該広告掲載をしなかったことに伴う損害賠償をしない。

附 則

この基準は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

第2号様式

ふなばし子育てナビゲーション広告掲載決定等通知書

令和 年 月 日

様

船橋市長

令和 年 月 日に申請のありましたふなばし子育てナビゲーション広告掲載について、ふなばし子育てナビゲーションに掲載する広告の取扱基準第7条第2項の規定により、次のとおり通知します。

広告掲載の可否	<input type="checkbox"/> 掲載する。 <input type="checkbox"/> 掲載しない。
掲載しない場合、その理由	
広告掲載ページ	
広告掲載料	円
備考	

第3号様式

船橋市長あて

提出日：令和 年 月 日

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認 同意記入欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに <input type="checkbox"/>同意します <input type="checkbox"/>同意しません
同意する場合、以下の申請者欄をご記載の上、地域子育て支援課に提出してください。	
同意しない場合、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、地域子育て支援課に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。税務課で確認印を受ける場合、多少お時間を要する場合がありますので予めご承知置きください。	

※申請者は、申請者欄を自筆でご記載ください。法人の場合、代表者印を押印してください。

※なお、代理人が申請に来庁する場合のみ、委任欄まで記載し、押印してください。

申請者欄	申請者	住所	
		氏名・名称（カナ）	
		氏名・名称	印
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平・令 年 月 日
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、 市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名	印
使用目的	ふなばし子育てナビゲーションに掲載する広告申請に伴う納税確認のため 提出先部署名：子育て支援部地域子育て支援課		

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード																				
税目、本人確認書類チェック欄										税務課確認欄										
船橋市税全税目										滞納なし （日付入確認印）										
本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証、 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他（ ）																				
年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）					（確認日記入）															

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日より3か月間とします。